

# 監査報告書

令和元年(2019年)5月15日

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団  
理事長 桑村 三十三 様

公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団

監事 大西 尚史

監事 前中 史雄



私たちは、公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団の定款第11条の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団における事業報告及び決算の監査を行い、その結果について次のとおり報告します。

## 1. 監査の方法と概要

- (1) 会計監査については、収支について関係諸帳簿並びに証拠書類の閲覧突合をするなど、必要と思われる監査手続きにより、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳書）財産目録、附属明細書の正確性について監査した。
- (2) 事業監査については、事務局から事業の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性について監査した。

## 2. 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳書、附属明細書、財産目録は、関係帳簿の記載金額と一致し、収支状況及び財政状態を正しく示していると認めます。
- (2) 事業報告書の内容は、定款の目的に沿い、事業を適正に執行されていることを認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以上